

令和3年度高知県公立小・中学校（義務教育学校及び高知市立高知特別支援学校を含む。）及び高知県立学校（高知商業高等学校定時制を含む。）教頭任用候補者選考審査取扱要項

1 目的

この選考審査は、令和3年度の高知県公立小学校及び中学校（義務教育学校及び高知市立高知特別支援学校を含む。以下「小・中学校」という。）並びに高知県立学校（高知商業高等学校定時制を含む。以下「県立学校」という。）の教頭任用候補者を選考するための資料を得ることを目的とする。

2 選考審査の対象者

次の(1)の①から⑤までのいずれかに該当する者（高知県教育委員会が任命権者として公立学校教職員に採用した者に限り、再任用職員を除く。）であって、次の(2)の①又は②のいずれかに該当するもの（令和3年4月1日現在の年齢が小・中学校を受審する者にあっては38歳以上、県立学校を受審する者にあっては43歳以上に限る。）とする。

(1) 対象者

- ① 高知県内の公立学校の指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員その他の学校に置かれる職に在る者（国立大学法人高知大学の附属学校にあっては教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員その他の高知県教育長が認める職に在る者とし、県外人事交流及び在外教育施設派遣中の者を含む。）
- ② 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局若しくは教育機関（学校を除く。以下同じ。）又は文部科学省が所管する独立行政法人若しくは当該独立行政法人が設置した施設（国立室戸青少年自然の家、国立大洲青少年交流の家その他の施設をいう。）（以下「独立行政法人等」という。）に勤務する職員（2の(1)の③に該当する者を除く。）
- ③ 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局若しくは教育機関又は独立行政法人等に勤務する職員のうち「高知県公立学校管理職等任用候補者特別選考審査取扱要項」で定める対象者
- ④ 高知県内の市町村（学校組合）職員のうち、2の(1)の②に掲げる者と同等の職歴を有すると高知県教育長が認める者
- ⑤ 高知県教育委員会の事務局若しくは教育機関、高知県の本庁若しくは出先機関又は高知県知事の所管する団体に勤務する者（高知県教育長が教頭に相当すると認める職に令和3年3月末で通算して2年以上在職する者を除く。）

(2) 要件

- ① 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の普通免許状を有する者であって、令和3年3月末で小・中学校若しくは県立学校の、次のアからオまでに掲げる職（次の②において「教育に関する職」という。）のいずれかに5年以上在るもの又はそれらの職に通算して5年以上在るもの
 - ア 指導教諭又は教諭若しくは講師（常勤勤務の者に限り、臨時的任用職員を除く。）
 - イ 養護教諭又は栄養教諭
 - ウ 事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。）
 - エ 実習助手又は寄宿舎指導員
 - オ 学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。）
- ② 小・中学校若しくは県立学校の教育に関する職に10年以上在る者又はそれらの職を通算して10年以上在る者

3 選考審査の区分

2の(1)のうち、①、②又は④に掲げる者を対象とする選考にあつては**一般選考審査**によるものとし、③又は⑤に掲げる者を対象とする選考にあつては別に定める**特別選考審査**によるものとする。

なお、一般選考審査は、「**推薦制**」及び「**志願制**」により、特別選考審査は、「**志願制**」によるものとする。

4 出願手続等

1 推薦制

(1) 推薦手続

市町村（学校組合）教育長、教育事務所長、県立学校長及び国立大学法人高知大学の附属学校長は、教頭としてふさわしい者を高知県教育長に推薦するものとする。なお、推薦目安数及び推薦期限並びに推薦書の様式については、別途通知する。

(2) 推薦後の手続

ア 高知県教育長は、8月上旬までに、該当者に推薦があつたことを通知し、所属長を通じて選考審査の受審を促すものとする。なお、被推薦者は、これを辞退することも可能とする。

イ 選考審査の受審を受諾した被推薦者は、次の書類を所属長を通じて提出するものとする。

① 選考審査申告書

② 課題論文

ウ 4の1の(2)のイにより申告書等の提出を受けた所属長は、市町村（学校組合）立学校等の職員にあつては市町村（学校組合）教育長を経由し、その他にあつては直接、高知県教育委員会事務局教職員・福利課長あてに、次のエの提出期限までに進達するものとする。

エ 提出期限

令和2年8月19日（水）

2 志願制

(1) 選考審査への出願は、小・中学校又は県立学校のいずれか一つに出願するものとし、出願に当たっては、次の書類を所属長に提出するものとする。

ア 選考審査願書

イ 課題論文

(2) 昨年度実施の選考審査において、第二次審査を受審した者で任用候補者名簿（6の(2)に規定するものをいう。以下同じ。）に登載とならなかった者については、本年度実施の選考審査に限り第一次審査を免除し、第二次審査から受審するものとする。ただし、この場合であっても、本年度実施の選考審査への出願手続は行う必要がある。

なお、昨年度実施の選考審査において任用候補者名簿に登載された者は、本年度実施の当該審査への出願は要しない。

(3) 4の2の(1)により願書等の提出を受けた所属長は、市町村（学校組合）立学校等にあつては市町村（学校組合）教育長を経由し、その他にあつては直接、高知県教育委員会事務局教職員・福利課長あてに、次の(4)の提出期間に進達するものとする。

(4) 提出期間

① **一般選考審査：令和2年8月11日（火）～19日（水）**

② **特別選考審査：所属長あて別途通知する。**

5 所見書の提出

(1) 高知県教育長は、選考審査の被推薦者のうち、申告書等を提出した者及び出願者（昨年度実施の選考審査において任用候補者名簿に登載された者のうち、所見書の提出時まで教頭又は主幹教諭に任用されていない者を含む。）について、市町村（学校組合）立学校等の職員にあつては市町村（学校組合）教育長及び所属長に、その他にあつては所属長に、それぞれ

れ所見書の提出を求める。

なお、被推薦者に係る所見書は推薦書（当該被推薦者を推薦した者が作成したものに限り。）で代替する。

(2) 所見書の様式及び提出期限については別途通知する。

6 一般選考審査

選考審査は、次の(1)及び(2)により実施する。また、審査結果の有効期間は次の(3)のとおりとする。

なお、**推薦制による受審者は第一次審査を免除する。**

(1) 第一次審査

出願時に提出された課題論文及び所見書の評価等により総合的な選考を行い、「第二次審査対象者」を決定する。

(2) 第二次審査

第二次審査対象者（昨年度実施の選考審査において、第二次審査を受審した者で任用候補者名簿登載とならなかった者及び推薦制による受審者を含む。）に対し10月下旬から11月にかけて面接審査（法規に関する口頭試問（10月上旬に教職員・福利課のホームページに掲載する課題のうちから一つを出題する。）を含む。以下同じ。）を実施する。

なお、面接審査の日時及び会場は、10月中旬に、市町村（学校組合）立学校等の職員にあっては市町村（学校組合）教育長及び所属長を経由し、その他にあっては所属長を経由し、受審者に別途通知する。

第二次審査を受審した者のうちから、面接審査の結果並びに課題論文及び所見書の評価、勤務実績等による総合的な選考を行い、任用候補者名簿に登載される者（以下「任用候補者名簿登載者」という。）を決定する。

(3) 審査結果の有効期間

本年度実施の選考審査における任用候補者名簿登載者のうち、令和3年度内に任用されなかった者の審査結果は、令和5年3月末日まで有効とする。（該当者については、令和3年度及び令和4年度実施の当該審査への出願は要しない。）

7 主幹教諭への任用の特例

教頭の任用候補者名簿登載者であって、2の(2)の①に該当する者として受審したものは、主幹教諭に任用されることがある。

なお、主幹教諭に任用された場合、1年以上の勤務を経て、以後教頭任用の資格を有するものとなる。その後の教頭任用に当たっては、当該者の意思確認をしたうえで、所見書、人事評価等による総合的な選考を行い、任用の判断を行う。

8 その他

1から7までに規定するもののほか、教頭任用の選考の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 高知県教育委員会の事務局若しくは教育機関、高知県の本庁若しくは出先機関又は高知県知事の所管する団体に勤務する職員のうち、高知県教育長が教頭に相当すると認める職に令和3年3月末で通算して期間が2年以上在る者については、教頭任用の対象とする。

(2) 高知県内の公立学校の主幹教諭として1年以上の勤務を経て教頭任用の資格を得た者については、所属長あて別途通知する。

(3) 任用候補者名簿登載者に対して任用前研修を行う。

(4) 任用に当たって、受審した校種と異なる校種に任用される場合がある。